

○厚木市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、厚木市学校給食センター条例（昭和49年厚木市条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、厚木市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（運営委員会の所管事項）

第2条 厚木市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1） 給食の実施計画に関すること。
- （2） 給食設備の充実計画に関すること。
- （3） 給食用物資の納入業者の選定に関すること。
- （4） 給食費に関すること。
- （5） その他学校給食センターの運営について必要な事項

（委員）

第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 公募による市民
- （2） 厚木市立の小学校及び中学校の校長
- （3） 厚木市立の小学校及び中学校のPTA役員
- （4） 厚木保健福祉事務所職員
- （5） 県教育委員会職員
- （6） 学校薬剤師
- （7） 学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、運営委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会の会議報告)

第6条 運営委員会は、会議で審議した事項で必要と認められるものについて、教育委員会等に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、学校給食主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定め、運営委員会の運営について必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。